平成２８年（フ）第５９号
北海道紋別郡遠軽町南町２丁目８番地16
債務者　相馬ひとみ
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　由依
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第８１２号
福岡県糸島市有田568番地60
債務者　古川　　綾
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦紗耶加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4923番地（オーガスタ306号）
債務者　石原　大吾
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
群馬県藤岡市浄法寺1881番地６　御嶽養護老人ホーム、住民票上の住所群馬県藤岡市藤岡113番地３
債務者　高橋　敏男
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県丹波市春日町山田1210番地　三相園、前住所兵庫県丹波市春日町黒井2282番地３　三相園
債務者　藤本　正子
法定代理人成年後見人　林　　宏之
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目19番８号（宇宿ビル４Ｆ）
債務者　鮎川真一郎
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４９７号
大阪府枚方市須山町28番13号
債務者　政清由起子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２８年（フ）第１７４号
最後の住所　石川県白山市長屋町ト27番地１、従前の住所大阪市住之江区西住之江１丁目11番24号
債務者　被相続人亡日向君江の相続財産
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６５９号
大阪市西区立売堀４丁目４番15―605号
債務者　梶原由香恵
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２４号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目38番13号
債務者　中苑　逸男
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７１号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目10番13号
債務者　関西基礎工業こと真本**徳**林こと　**愼徳**林
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８４号
大阪府八尾市山城町２丁目１番26号　マンション山城301号、前住所大阪府東大阪市若江本町２丁目７番７号　イル・レガード302号
債務者　川西　葉月
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９０６号
大阪市城東区今福西４丁目５番18号　ホワイトハウス城東　202
債務者　瀧澤　亜矢
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１２号
大阪府守口市寺方本通３丁目７番21号
債務者　遠藤　美明
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６３号
大阪市平野区加美鞍作３丁目９番６―207号
債務者　水谷　俊稀
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６４号
大阪市平野区加美鞍作３丁目９番６―207号
債務者　水谷　　純
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７８号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番３―308号、前住所大阪府箕面市稲５丁目４番13号
債務者　岩﨑　正登
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部